

# 令和7年度 事業計画

## I 基本方針

本事業年度は、公益社団法人にふさわしい活動（※認定法別表23事業）を展開し、幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に努めるとともに、教職員の研究・研修、職能の向上を図る事業を推進する。そして、教職員の各種活動等の支援、助成、調査・研究をはじめ、子どもたちの体験活動や作品展、表彰・コンクール等の公益目的事業の事業区分をふまえながら、「新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、徳島県教育の充実と県民の文化・芸術の向上を図る事業」を積極的に推進していく。

## II 重点目標

本会の定款に定めた目的を達成するため、又その公益事業に資するため次のような事業を重点目標として取り組む。

- 1 学校教育（幼・小・中・高<sup>\*1</sup>・特別支援学校）・家庭教育及び社会教育振興上必要な事業の実施、促進及び協力に関すること。
- 2 幼・小・中・高の校（園）長会、教頭会、幼・小・中・高・特別支援教育研究会、各教育研究団体、県教育委員会及び県内大学との密接な連携、協力に関すること。
- 3 各種教育の振興及び教育財政の確立などを図るための支援・協力に関すること。
- 4 教職員の職能向上並びに幼児・児童生徒の文化の向上や学術振興を図るための援助・協力に関すること。
- 5 教育研究の奨励助成並びに功績者の表彰に関すること。
- 6 教育会館を広く教育文化の振興、援助を行う拠点として施設の開放、充実を図る事柄に関すること。
- 7 その他目的達成に必要と認めた事業に関すること。

## III 事業計画の概要

### 1 公益目的事業

#### (1)教育の研究、研修、文化、学術の振興に寄与する教育支援事業（公1）

- ①教育研究指定校の募集、審査、助成
- ②特色ある学校（園）活動支援事業の募集、審査、助成
- ③教育研究論文・教育実践記録の募集、審査、表彰
- ④各種教育団体への教育研究活動助成事業  
(各種教育振興助成・単位教育会助成・専門部会〔幼小中高教育研究会・特別支援学校部会〕助成)
- ⑤日本連合教育会全国研究大会茨城大会への派遣事業
- ⑥教育文化講演会への支援

#### (2)幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に寄与する支援事業（公2）

- ①科学作品展、社会科研究選賞展、生活科作品展の開催、審査、表彰
- ②科学経験発表会の開催、審査、表彰
- ③児童教室の開催（こども木工教室、わくわく算数教室、こども科学教室）
- ④児童生徒作品展の開催

---

\*1幼・小・中・高はそれぞれの校（園）の頭文字一字を取る（「幼」は幼稚園・こども園、「中・高」には中等教育学校舎）。特別支援学校は略さない。

### (3) 学術文化，教育研究，研修に寄与する施設貸出事業（公3）

- ①教育関係諸団体への貸出，四国，中四国，全国研究大会への貸出及び研究会，講演会，発表会等への貸出
- ②幼児，児童生徒の科学，芸術，文化等活動への貸出
- ③健全育成を目的とした各種会合，PTA活動の会議への貸出
- ④幼児，児童生徒のサークル活動への貸出
- ⑤校（園）長会・教頭会・PTA連絡協議会等（テナント）への貸出
- ⑥美術・工芸等への個人や団体へのギャラリーとしての貸出
- ⑦公益目的で利用する事業者への貸出
- ⑧会館等施設・設備機能充実及び維持管理のための事業

### (4) 教育・文化の振興，発展に寄与する各種研究・調査・資料収集のための出版事業（公4）

- ①「徳島教育」の発行
- ②幼児・児童生徒の副読本・補助教材の発刊

### (5) 「ひと・こと・もの」を考える啓発・キャンペーン事業（公5）

- ①ポスター，リーフレット，パネル展等の開催
- ②講演会の開催

## 2 収益事業

### (1) 効率的運営のための施設貸出事業（収1）

- ①一般企業等への貸出
- ②会館等施設，設備機能充実及び維持管理のための事業

### (2) 教育活動の円滑な推進に寄与する調査出版事業（収2）

- ①学事関係職員録の発行

## 3 会員の研修・福利厚生，相互扶助事業並びに教育功労者表彰事業（他1）

### (1) 会員の研修・福利厚生，相互扶助事業

- ①研修・福利厚生事業
  - ・研修事業
    - 海外研修（3泊4日），県外研修，1日研修（観劇）
  - ・福利厚生事業
    - ランチ&エステ，レクリエーションゴルフ，バドミントン大会，囲碁・将棋大会 等
- ②相互扶助事業
  - ・慰謝金・祝金等の給付事業
- ③その他
  - ・新会員，特別会員の拡充事業

### (2) 教育功労者表彰事業

#### IV 研究主題

### VUCA時代を乗り越え、心豊かにたくましく生き抜く『人財』の育成 — 未来へつなぐ教育環境を創造し、一人一人のウェルビーイングを高める教育の推進 —

#### 主題設定の趣旨

社会変化が激しく、複雑な課題を抱えている現代は、VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代と称される。そして、少子高齢化、地球環境問題、生成AIやDXなどの技術革新、グローバル化など、急速な社会的変化による未来の予測が困難な時代を迎えようとしている。

このようなVUCA時代の到来に向けて、学校教育の在り方も新たな事態に直面している。このような中、第4期教育振興計画\*<sup>1</sup>が令和5年6月に閣議決定された。2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであり、この計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向の羅針盤となるものである。ここでは、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げている。これは、「一人一人の多様な幸せ」とともに「社会全体の幸せ」でもあるウェルビーイング (Well-being)\*<sup>2</sup>を指している。こうした社会の実現にむけて、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自ら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

そのためには、子供たちの学びを支える重要な役割を担う学習指導要領の理解、実施が重要である。現行の学習指導要領\*<sup>3</sup>に示されている「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」は、まさに予測困難な社会を生きていく子供たちが獲得すべき資質・能力である。これらの資質・能力を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの教育実践の工夫や改善を図っていくことが大切である。また、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子供の主体性を大事にしつつ、一人一人に向き合い、総合的な指導を通じて、新しい時代に必要とされる資質・能力を育成していかなければならない。

本県においても、新しい時代を創る「人財」を育成する「徳島ならではの」教育方針を示した「徳島教育大綱」が策定された。「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」を基本方針として、令和5年度から令和8年度までを推進期間とし、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めている。また、これと一体的に策定された「徳島県教育振興計画（第4期）」では、大綱における基本方針のもと、本県の宝である「人財」の育成を目指した具体的な施策や成果指標が示されている。

私たち教職員は、学校教育の重要性を再認識し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を子供たちに育むことのできる教育に取り組まなければならない。そして、子供たちが、夢を抱き、自らの行動により未来を切り拓いていくための「生きる力」を身につける場と機会を創出することが大切である。

VUCAの時代を生きる子供たち一人一人が、個性・能力を生かし、他者と協働しながら、心豊かにたくましく生き抜くための力を育み、ウェルビーイングを高める教育活動が、すべての学校園で行われることを願い、本主題を設定した。

---

\*<sup>1</sup> 平成18年に全面改定された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。地方公共団体に  
おいて教育大綱や教育振興計画を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

\*<sup>2</sup> ポストコロナ期における新たな学びの在り方について<第十二次提言>(2021.6) 教育再生実行会議

\*<sup>3</sup> 文部科学省公示の各校種の学習指導要領(2017.3及び2018.3)、幼稚園教育要領(2017.3)、厚生労働省告示の  
保育所保育指針(2017.3)、内閣府告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領(2017.3)

